

Ⅲ. 参考

1. 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択制度

我が国の伝統的な芸能や工芸技術であって、重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財のうち、我が国の芸能又は工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なものを選択し、その記録を作成、保存又は公開。

2. 選択までの手続き

有識者により構成する文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文化庁長官が選択している。

3. 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択件数

区分	芸能	工芸技術	合計
選択件数	31	60	91

※ 今回選択する「真言声明」は昭和30年に記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として選択されているため、選択件数は変動しない。